

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、大阪広域水道企業団四條堰水道事業指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。

令和4年12月16日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	指定年月日	有効期間の満了の日
四條堰 第361号	日笠設備工業株式会社 日笠 延志	京都府京都市山科区西野山桜ノ馬場 町204番地	令和4年12月16日	令和9年12月15日
四條堰 第362号	株式会社タイラ設備 平良 泰規	堺市中区田園435番地54	令和4年12月16日	令和9年12月15日